

毎週火、金曜日発行(但休日に当たるときは翌日)  
昭和四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

## ◇告示

第五種共同漁業権の免許を受けた者の定め

遊漁規則の認可

海岸保全区域の指定

新たに行なおうとする土地改良事業に係る

土地改良事業計画書の写し等の総覧

健康保険法による保険医の登録

健康保険法による保険医機関の指定

療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康

保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に關す

る省令による療養取扱機関からの届出

土地の公用廃止

## 鳥取県告示第百九十二号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百二十九条第一項の規定により、第五種共同漁業権の免許を受けた者の定めた遊漁規則を次のように認可したので、同法同条第七項の規定により告示する。

昭和三十九年三月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

## 一 漁業権者の名称及び住所

東郷湖漁業協同組合

組合長理事 島 田 安 夫

鳥取県東伯郡羽合町上浅津一五一

共同漁業権内共第五号

## 二 漁業権の免許番号

共同漁業権内共第五号

## 三 遊漁規則の内容

## 1 遊漁についての制限の範囲

第一条 この規則は、東郷湖漁業協同組合が免許を受けた第五種共同漁業権内共第五号に係る漁場の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となつ

告示

00049

(第3種郵便物)

00048

(第3種郵便物)

ている水産動植物(こい、ふな、うなぎ、わかさぎ)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限事項を定めることとする。

第一条 この漁場区域内において竿釣(一本釣)漁法によつて遊漁しようとする者は、あらかじめ第六条第一項の遊漁料を納付しなければならない。

第三条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間でなければならない。

第三条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる魚種を対象とする遊漁

項の遊漁料を納付しなければならない。  
第四条 前条の規定にかかわらず、鳥取県内水面漁業調整規則に定めるもののほか、次表のア欄に掲げる地域及び場所においては、それぞれイ欄の期間中は遊漁をしてはならない。

ア 魚 種	イ 期 間
こい、ふな	一月一日から四月三十日まで 及び七月十五日から十二月三十一日まで
わかさぎ	三月一日から翌年一月十五日まで

ア 魚 種	イ 体 長
うなぎ	全長三十センチメートル以下

## 2 遊漁料の額及びその納付の方法

第六条 第二条に掲げる漁具を使用して遊漁する場合で、東郷湖漁業協同組合事務所において納付するときの遊漁料は次表のとおりとし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は、次表の遊漁料に100円を加えて得た額とする。

魚種	漁具漁法	期 間	遊漁料
第二条に掲げる魚種	竿釣(一本釣)	一月一日から十二月三十日まで	500円
	船を使用する竿釣	一日限り	100円

次表ア欄に掲げるものの遊漁料は、前項の規定にかかるらず、次表イ欄のとおりとする。

ア 区 分	イ 遊 漁 料
中学生以下の者	無 料
七十才以上の者	料
高 校 生	一項に規定する額の二分の一の額
身体障害者	ノ

## 3 遊漁承認証に関する事項

第七条 組合は、第二条第一項の遊漁料の納付を受けたときは、別記様式(一)の遊漁承認証を交付する。

2 遊漁者は、遊漁をしようとするときは、遊漁承認証を携帯しなければならない。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

- 4 遊漁者は、漁場監視員の要求があつたときは、遊漁承認証を提示しなければならない。
- 4 遊漁に際し守るべき事項
  - 第八条 遊漁者は、遊漁に際し相互に適当な距離を保持し、他人の迷惑となる行為をしてはならない。
  - 第九条 漁場監視員に関する事項
    - 第九条 漁場監視員は、この親則の励行に関して必要な指示をすることがある。
- 6 違反者に対する措置
  - 第十条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその違反者に遊漁の中止を命じ又は以後の遊漁を拒絶することがある。この場合遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

## 四 遊漁規則の施行の日

昭和三十九年四月一日

ア 区 域	イ 期 間
橋津川九号線から下流一〇〇メートルの区域	一月一日から十二月三十一日まで

00059

昭和39年3月31日 火曜日 鳥取県公報(号外) 第3517号(認可) 4  
(第3種郵便物)5 昭和39年3月31日 火曜日 鳥取県公報(号外) 第3517号(認可) 4  
(第3種郵便物)

## 鳥取県告示第百九十四号

昭和三十八年十月二十日付けで大沢土地改良区から申

番号	指定番号	海岸名	管理者
17	16	鳥取県中浜港中海沿岸海岸	鳥取県
鳥取県	豊成郡鳥取沿岸	鳥取県	鳥取県
境九港七港の市一小〇五番津番津地町先字門の門標杭三杭	境九郡六名和町地大字先の豊成杭字から唐崎まで二八	西伯四八七番町地大字先の豊成杭字から唐崎まで二八	西伯四八七番町地大字先の豊成杭字から唐崎まで二八
まで二八	まで二八	まで二八	まで二八

海岸保全区域表

## 鳥取県告示第百九十三号

海岸法(昭和三十一年法律第二百一号)第三条第一項の規定に基づき、海岸保全区域を次のとおり指定する。

昭和三十九年三月三十一日

鳥取県知事 石破二朗

一、海岸保全区域は、昭和三十九年三月二十日(以下「春分の日」という。)の満潮時の水際線から陸側へ三十メートルの線、春分の日の干潮時の水際から海側へ五十メートルの線の間で次の表に掲げる区域とする。

請のあつた新たに行なおうとする土地改良事業(区画整理、暗渠排水及びかんがい排水)については、審査の結果、その計画を適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第二百九十五号)第四十八条第三項において準用する同法第八条の規定により、次のように土地改良事業計画書及び定款の写しを縦覧に供する。

昭和三十九年三月三十一日

鳥取県知事 石破二朗

一 縦覧期間 昭和三十九年四月三日から二十日間

二 縦覧場所 米子市中町 大沢土地改良区事務所

三 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ

## 表

## 様式(一) 遊漁承認証

遊漁証認証 No. \_\_\_\_\_

下記の通り遊漁を承認する。

遊漁者	住所	年令
氏名		

自昭和 年 月 日  
至昭和 年 月 日魚種  
漁具漁法  
遊漁料  
交付年月日  
発行者

東郷湖漁業協同組合 団

## 裏

## 注意事項

1. 遊漁者は、遊漁しようとするときは、遊漁承認証を携帯しなければならない。
2. 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。
3. 漁場監視員が要求があつたときは、遊漁承認証を提示しなければならない。
4. 本組合遊漁規則に違反のあつた場合は遊漁の中止を命じ以後の遊漁を拒絶することがある。

00053

7 昭和39年3月31日 火曜日 鳥取県公報(号外) 第3517号(第3種郵便物認可)

場所		地目	面積
倉吉市字二葉山			
四四四四四四六六ノノノノ	一八二〇九〇	水路敷	一二坪四勺
八二〇九〇地地地地先先先	一一		
	一一		

## 鳥取県告示第百九十八号

次の土地は、昭和三十九年三月二十五日から公用を廢止した。

昭和三十九年三月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第百九十六号

第一項の規定により、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和三十九年三月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

## 鳥取県告示第百九十六号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機を指定したので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和三十九年三月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する省令(昭和三十三年厚生省令第五十四号)第五条第一項の規定に基づく届出が療養取扱機関の開設者からあつたので、次のとおり告示する。

第一項の規定により、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和三十九年三月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

## 鳥取県告示第百九十七号

名稱	所在地	診療科名	開設者氏名	指定年月日	採用表
都田医院	米子市 鮎屋町	内科	都田治	昭二、三九、二	乙表
鳥取県済生会境港市病院	境港市 米川町	内科、外科、産婦人科	鳥取県部長	昭二、一六甲	
安達医院	日野郡日野町黒坂放線科	小兒科	安達	昭三、九、一	乙表
民本歯科医院	米子市夜見町	歯科	民本	昭二、九、一〇	歯科表

名稱	旧称	所在地	変更年月日
多名部歯科医院	横原歯科医院	鳥取県八頭郡用瀬町用瀬三六六	昭和三十八年三月二十六日

名稱	所在地	開設者氏名	指定年月日	採用表
都田医院	米子市鮎屋町	内科	都田治	昭二、三九、二
鳥取県済生会境港市病院	境港市米川町	内科、外科、産婦人科	鳥取県部長	昭二、一六甲
安達医院	日野郡日野町黒坂放線科	小兒科	安達	昭三、九、一
民本歯科医院	米子市夜見町	歯科	民本	昭二、九、一〇

00052  
(第3種郵便物) 6

昭和39年3月31日 火曜日 鳥取県公報(号外) 第3517号(認可)